

## 介護用紙おむつ調達契約書（案）

発注者 大和高田市と受注者 \_\_\_\_\_とは、介護用紙おむつを受注者が発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

### （契約の要項）

第1条 この契約（この契約書並びに別紙1「令和6年度介護用品（介護用紙おむつ）仕様書」及び別紙2「配達条件」等をいう。以下同じ。）の要項は、次のとおりとする。

#### （1）品名・換算係数・支給枚数

| 介護用紙おむつの種類   | はくパンツタイプを1とした場合の換算係数 | 1人当たりの1か月の支給枚数 |
|--------------|----------------------|----------------|
| マジックテープ止めタイプ | 0.5                  | 60枚            |
| はくパンツタイプ     | 1                    | 30枚            |
| 尿とりパッドタイプ    | 0.125                | 240枚           |

#### （2）単価 金〇〇円（消費税及び地方消費税は、別途。）

※受給者宅への配達料を含む。

#### （3）納入期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

#### （4）規格 別紙1「令和6年度介護用品（介護用紙おむつ）仕様書」の2のとおりとする。

#### （5）納入場所 発注者が指定する受給者宅（別紙2「配達条件」の2の受給者リスト参照）

#### （6）配達期日 別紙2「配達条件」の3のとおりとする。

### （配達及び包装方法）

第2条 受注者は、別紙2「配達条件」に従い物品を受給者宅に配達する。

2 受注者は、この受給事業の趣旨を十分理解した上で、配達の際は、横柄な対応はせずに親切丁寧に行う。また、必要に応じて物品の使用説明を行う。

3 受注者は、配達時期による必要枚数分をまとめて配達する。

4 包装は、すべて製造者からの規定のパッケージ商品とし、支給枚数に対して端数が生じた場合には、製造者又は受注者において衛生面を十分配慮した上で、端数分をまとめた包装又は個別包装するものとする。

5 包装表示は、製造者名、紙おむつのタイプ名、サイズ名及び寸法は表示することとし、受給者の混乱や誤解を招くような表示項目が印字された袋は、一切使用しないこととする。なお、前項に規定する端数分の包装表示については、無表示でもよいものとする。

### （受領書の提出及び検査）

第3条 受注者は、予め受給者との時間調整等を行い、納品は手渡しで行う。

2 受注者は、前項の納品時に、次のいずれかの方法で受領書を作成し、配達月ごとに取りまとめて速やかに発注者へ提出する。

（1）介護者（家族）又は被介護者の受領の場合は、受領印の押印又は署名

（2）同居でない家族の受領の場合は、住所を付して署名

（3）ヘルパー、ケアマネージャー等の代理受領の場合は、肩書を付して署名

3 発注者は、前項の提出を受けたときは、受領の検査を行い、不備がなければ受注者にその旨を通知する。

(交換)

第4条 発注者は、前条第3項の検査の結果、契約内容の全部又は一部が契約に違反し、不当であると認めるとき、又は納品後に受給者が不良品を発見し、それを妥当と認めるときは、受注者に対して交換を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の交換請求があった場合、誠意をもって速やかに交換するものとする。
- 3 前2項の他、受注者は、受給者から紙おむつのタイプ等の変更についての願出があったときは、第1条に定める契約金額(契約単価×各タイプの換算係数×支給枚数)以上となるよう支給枚数を調整し、対応するものとする。この場合の交換する紙おむつの換算係数については、発注者の確認を要するものとする。

(代金の請求及び支払等)

第5条 受注者は、第3条第3項の通知を受けたときは、直ちに発注者に代金の請求を行う。

- 2 支払額は、第1条第1号のはくパンツタイプの枚数に換算し、契約単価に支給枚数を乗じた額と消費税及び地方消費税に相当する額の合計した金額とする。ただし、当該金額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- 3 発注者は、同条第1項の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。
- 4 受注者は、前条第3項の交換により交換前の契約金額を超過しても、超過した額について請求することができない。

(一括委任等の禁止)

第6条 受注者は、契約履行について第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、配送業務について、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 受注者が前項のただし書に基づき、配送業務について第三者に委任し、又は請け負った場合、受注者から当該業務について委任を受けた者又は請け負った者(以下「受任者」という。)は、当該業務に係る契約上の義務について受注者と同様の義務を負う。また、受注者は、受任者に対し管理監督責任を負い、受任者の契約違反が認められる場合は、直ちに是正等の措置を講じなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、契約の締結によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行のため発注者が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人又は支店若しくは営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(以下「団体」という。)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(大和高田市暴力団排除条例(平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。))第2条第2号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、発注者から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

#### (違約金)

第9条 前条の規定により契約を解除した場合、受注者は発注者に対し、金〇〇円(予定数量26,100枚に契約単価〇〇円を乗じて得た額)から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。

#### (談合等による解除)

第10条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令)が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定による契約解除をした場合において、受注者に損害が生じてもその責めを負わない。

#### (賠償金)

第11条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として金〇〇円(予定数量26,100枚に契約単価〇〇円を乗じて得た額の100分の20に相当する額)を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、

同様とする。

(費用の負担)

第12条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に必要なすべての費用は、受注者の負担となる。

(秘密の保持)

第13条 受注者は、委託業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、棄損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の委託業務に従事する者及びその他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関する訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第16条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び発注者が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者とが両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

(発注者) 奈良県大和高田市大字大中98番地4  
大和高田市  
大和高田市長 堀内大造

(受注者)